

平成19年7月17日

部局等の長 様

総 務 部 長

平成19年度京丹後市9月補正予算の編成について

平成19年度9月定例会へ向け、議会日程等の関係もあり補正予算編成について早期に取り組む必要がある。

9月の補正予算では、当初予算編成では事業方針が確定できず予算化できなかったもの、予算化されているがその内容を再度精査するもの、財源の関係等により事業を断念するものなど多岐にわたる分野の予算を補正することにより、本年度の本市の事務事業の内容を確定づけるとともに、次年度以降の予算編成にも大きく関連する補正予算であると位置づけている。

また、本市の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあるが、本市の産業を支える、丹後織物業の生産高の大幅な減少や休廃業の増加、土木建設業界の急激な業況悪化、個人所得の不振など、地域経済は極めて深刻な事態に直面しているため、「京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部」が平成19年6月21日に設置され、市民の生活を守るとともに、市民社会を支える基礎的な都市基盤を維持し、市域内の地元消費対策、雇用の安定・創出対策、地域産業の業況改善対策又は事業多角化支援対策その他地域経済の再生・支援に向けた対策を緊急的に実施・推進することとされたところである。

現段階においては、地域経済の再生・支援に向けた具体的な対策は確定していないが、京丹後市の最優先課題と位置づけた“地域経済の再生・支援”を確実に実効するため、原則として、既存予算の組替えなどにより具体的な支援対策への財源を確保するものとする。

財政状況の厳しいなか、持続可能な行政サービスを実現するため、事業への費用対効果等を慎重に見極め、真に緊急性かつ必要性の高いもののみを厳選し、補正予算へ計上していくこととしている。

上記の状況に留意し、「最小の経費で最大の効果」を得るべく別紙留意事項等を遵守し、補正予算編成作業に望まれない。

なお、京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部の関連で、別途通知（個別様式等）が必要となる場合は、後日通知する予定であるので、その点留意願いたい。

(別紙)

京丹後市 9月補正予算編成上の留意事項等

京丹後市の財源状況

平成19年度の予算編成において、基金繰入金をはじめ、市債、国府支出金、諸収入に至るまで見込める財源は最大限見込んだこともあり、厳しい財政状況に変わりはないものである。

平成19年度は防災行政無線整備事業、ブロードバンドネットワーク整備事業、新工業団地造成事業など大型事業を実施するとともに、(仮称)丹後保育所建設事業へも着手することなど、例年以上に大型事業が多くあるため、補正予算の編成においても当初予算編成で示した「選択と集中」の考えに基づきながら、持続可能な行財政運営を実施するため限りある財源の効果的かつ効率的な配分により一層努める必要がある。

補正予算編成上の留意事項

(1) 共通的事項

- ・原則、当初予算見積書提出所属で「補正予算見積書」を作成し、提出すること。
- ・当初予算の編成(査定)過程や過去の経緯等を十分に調査・理解した上で「補正予算見積書」を作成すること。
- ・国府支出金等の特定財源を充てにした事業で、当該支出金の交付が受けられない事業については、その実施を見送ること。
- ・本庁・市民局等ともに関連する内容のものについては、本庁部局が中心となり市民局と十分に協議した上で補正予算見積書を作成すること。
- ・関係部(課)との連携を図るとともに、京丹後市例規とも整合を図ること。
- ・新規の項目(事業)は出来る限り控えることとするが、新規事業を要望する必要がある場合は、その事業内容(全体計画・財源状況)を財政課へ明確に説明できるようにすること。なお、年度内完了が確実にないものは、要求をしないこと。
- ・歳入歳出とも、既決予算との比較や、補正での増減理由が未記載となっている場合や、見積り根拠が不明確なものが多いため、必ず歳入予算見積書、歳出予算積算書に記載しておくこと。
- ・資料(業者見積書、現況写真等)はA4サイズとし、原則、全てを添付すること。
- ・減額補正をする場合は、当初予算編成で配当した所属コードで減額すること。(配当替により予算措置された所属では減額しないこと。)
- ・各事業所管課で財務会計システムへ要求入力すること。この際、一般会計の歳入予算財源充当については財政課で一括して行うため、原課では入力する必要はないこと。
- ・議会の審議日程上、補正予算の採決は最終日に予定されていること。

(2) 歳入

- ・国府とも大きな制度変更を実施しているため、補助制度について情報収集等を積極的に行うとともに、他市町の予算措置状況も研究し、現在の制度での有利な財源確保を図るための確な見積額を計上すること。
- ・国府等の支出金が廃止されたものについては、今回の補正で減額すること。
- ・財産収入、寄附金等を計上する場合は、確実な額により計上すること。
- ・諸収入（雑入）については、歳出予算の増額に伴い特定財源となるものを中心に計上すること。
- ・市債を財源とする事業については、国府の同意の関係上、今回の補正予算で必ず計上する必要があるため、漏れなく計上すること。なお、今回の補正予算で計上漏れとなった場合は、未着手（未契約）事業については、事業執行は不可と考えておくこと。

(3) 歳出

- ・予算の増額を要求する場合は、原則、既存予算の減額・組替え等により財源調達すること。なお、京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部による地域経済の再生・支援策を実施する場合についても、例外ではないこと。
- ・当初予算編成でカットされた内容は、原則として、要求しないこと。
- ・現段階で、年度内完了が無理と思われる単独事業（起債を財源とした事業を含む。）については、その着手については控えるとともに、財政課へ事前に協議すること。
- ・臨時職員賃金の予算計上については、人事課配当としているが任用担当課で予算見積書を作成すること。

臨時職員賃金の補正予算の財務会計入力、原課ではできないため予算要求入力には必要ないこと。（見積書のみ作成すること。）

- ・労働者派遣会社から人材派遣委託料を予算計上しようとする場合は、事前に行財政改革推進課と協議した上で予算見積書を作成すること。
- ・債務負担行為の設定が必要となる事業については、事前に財政課と協議すること。
- ・住民間の公平確保の面から偏った予算要求とならないようにすること。
- ・「京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部」による地域経済の再生・支援策を予算要求する場合は、歳出予算事業別積算書（様式3）において「地域経済再生・支援」である旨を明記するとともに、現行制度との比較及び支援期間等も明記すること。
- ・「長期継続契約」に伴う予算要求をする場合、歳出予算事業別積算書（様式3）において「長期継続契約」である旨を明記するとともに、全体の契約期間及び金額を明記すること。
- ・市総合計画の「基本方針」及び「計画項目」についても必ず記入すること。その場合、当初予算見積書に記載した計画項目等との整合を図ること。

特別会計等

- ・所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに合わせる。なお、補正予算を編成する特別会計については、事前に財政課へ連絡すること。

平成19年度9月補正予算見積書提出期限

平成19年8月6日(月)厳守

補正予算見積書(様式1~3)及び資料を紙ベースで一部提出するとともに、財務会計への予算要求入力を完了させること。

一般会計の事業説明書(様式4)については、予算見積書提出後に作成依頼することとしていること。

財政課ヒアリング日程等(予定)

会場: 峰山庁舎2階 公室

日程	9:00~	10:30~	13:30~	15:30~
8月8日(水)	医療改革推進政策監	消防本部	教育委員会	(予備)
8月9日(木)	建設部	生活環境部	保健福祉部	(予備)
8月10日(金)	農林水産部	総務部	商工観光部	企画政策部
8月21日(火)			理事者査定(関係部局長出席)	

上記以外の部局については、必要に応じて後日連絡します。

上記日程で都合の悪い場合は、部局間で日程調整し財政課へ連絡してください。

理事者査定の日程は確定。必要に応じ関係部局長の出席を依頼します。

質疑等がある場合は、財政課の下記の部局担当まで問い合わせること。

中西 俊彦

総括(全般)

山根 直樹

総務部、建設部、上下水道部、久美浜市民局

溝口 容子

商工観光部、消防本部、丹後市民局

大江 敦博

秘書広報広聴課、教育委員会、生活環境部、大宮市民局

三浦 大作

農林水産部、農業委員会、議会事務局・会計課・監査委員会・網野市民局、弥栄市民局

中山 彰人

企画政策部、保健福祉部、医療改革推進政策監、峰山市民局

